

鳩之釜漁港	大矢野町漁業協同組合
樋合漁港	上天草漁業協同組合
佐伊津漁港	あまくさ漁業協同組合
二江漁港	あまくさ漁業協同組合
富岡漁港	あまくさ漁業協同組合
大江漁港	あまくさ漁業協同組合
大多尾漁港	あまくさ漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	上天草漁業協同組合
下樋川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	牛深市漁業協同組合

熊本県告示第 677 号

平成 17 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項を次のように定める。

平成 16 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 17 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項

(目的)

第 1 条 この要項は、熊本県が所管する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホーム、生活支援ハウス、老人デイサービスセンター、ヘルパーステーション及び訪問看護ステーション（以下「老人福祉施設等」という。）の適切な整備を図るため、当該施設の設置又は増築若しくは改築・拡張・大規模修繕等に係る事前協議書の提出に関する事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第 2 条 この要項が対象とする事業は、平成 17 年度に実施する事業であって別表に定めるものとする。

(事前協議書の提出期限)

第 3 条 老人福祉施設等に係る別表の事業を行おうとする者は、平成 16 年 8 月 31 日午後 5 時までに事前協議書を知事に提出しなければならない。

(提出書類)

第 4 条 前条の事前協議書の記載事項及び添付書類は、次のとおりとする。

(1) 法人に関する事項

ア 名称、所在地並びに代表者及び役員（新たに法人を設立する場合は就任予定者）の履歴

イ 過去 2 年度の決算状況（新たに法人を設立する場合は、設立代表者並びに建設資金及び償還資金の贈与予定者が営む事業の決算状況）

ウ 当該事業開始年度以降 2 事業年度の収支見込み

エ 過去 2 年度の監査又は実地指導の指摘事項及び対応状況（新設法人は除く。）

オ その他知事が必要と認める事項

(2) 社会福祉施設等に関する事項

ア 施設の種類、名称、入所定員、利用定員及び運営方針

イ 当該事業の必要性

ウ 当該事業予定地の土地及び建物の状況（公図及び登記簿謄本の写し、見取り図並びに現況写真）

エ 当該事業に係る資金計画及び償還計画並びに当該事業に係る建設資金及び償還資金の贈与予定者の所得証明、資産証明、納税証明、預貯金及び負債の状況に係る証明書類

オ 新たに施設を設置する場合は、施設長又は管理者及び主要な役職員の履歴

カ 当該事業地を所管する市町村長の意見書

キ その他知事が必要と認める書類

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別表

施設種別	整備種別	事前協議書提出の対象
特別養護老人ホーム	創設	県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業
	定員増を伴う増床	
	定員増を伴わない改築・拡張・大規模修繕	県の補助金を受けて行う事業